

京都橋大学研究倫理委員会 申請フローチャート

実施予定の研究は以下に該当するか。

- ・「人を対象とする医学系研究」に該当するため（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、
「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」）
- ・上記以外の「人を対象とする研究」で所属学会や研究資金元などから倫理審査が求められているため

↓ 該当する

↓ 該当しない

実施予定の研究は以下に該当するか。

- ①他の研究機関と共同で実施される研究であって、すでに当該研究の全体について共同研究機関において倫理委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査
- ②研究計画書の軽微な変更に関する審査
- ③侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査
- ④軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

研究倫理委員会への
申請不要

↓ 該当する

↓ 該当しない

迅速審査申請

通常審査申請

迅速審査

※査読グループで
迅速審査実施

予備審査

※査読グループで
予備審査実施

判定／審査結果通知

委員会審査

※通常
審査へ

研究倫理委員会
(通常審査)

判定／審査結果通知

承認

条件付き承認

再申請

不承認

※研究を実施できない

修正・申請

修正・再申請

※次回以降の委員会へ
再申請

査読グループで
確認

次回以降の
委員会で再審査

承認

研究開始

研究計画の変更

- ※「研究計画変更申請書」提出
- ①研究責任者・研究代表者変更
 - ②共同研究者追加・削除
 - ③研究期間延長
(研究開始から5年以内に限る)
 - ④研究実施場所追加・削除
 - ⑤研究協力機関追加・削除

研究経過報告

※「研究経過報告書」提出
(毎年3月末日)

研究終了

※「研究終了報告書」提出
(研究終了後2週間以内)